

公立大学法人宮城大学個人情報管理委員会設置要綱

令和5年4月28日

理事長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人宮城大学の保有する個人情報の保護に関する規程（令和5年宮城大学規程第187号。以下「保護規程」という。）第7条第1項の規定により設置する個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第2項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、公立大学法人宮城大学における個人情報の適切な管理を行うため、次に掲げる事項について審議する。

- 一 個人情報の管理体制に関すること。
- 二 個人情報の漏えいその他の安全管理上の問題への対応に関すること。
- 三 その他個人情報の管理に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 保護規程第3条第1項に規定する総括保護管理者
 - 二 保護規程第4条第1項に規定する保護管理者
 - 三 保護規程第6条第1項に規定する監査責任者
 - 四 前各号に掲げる者以外の者で、委員長が必要と認めるもの
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、第1項第2号又は第4号の委員のうちから、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第5条 委員会に専門的事項を調査研究するため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第1編組織運営 個人情報管理委員会設置要綱

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局法務室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。